

第 2 回長野市行政改革推進審議会 (平成 23 年 2 月 3 日開催)

会議資料

長野市総務部行政管理課
TEL : 026 - 224 - 8402
gyousei@city.nagano.nagano.jp

第四次長野市総合計画における行政経営の方針について

第四次長野市総合計画の基本構想(平成19年度～平成28年度)において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」¹をより効率的かつ市民本位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針として、次の5項目を掲げている。

1 役割分担と協働²によるまちづくりの推進

市民・地域・関係団体・行政等が果たすべき役割分担を明確にし、それぞれの協働によるまちづくりを推進する

市民へ行政情報を提供し、施策形成の過程から参画できる環境を整備する

2 地域の個性をいかした住民自治の推進

自らの選択・決定・責任による、地域社会形成に向けた活動を支援する

3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進する

広域行政の充実・強化を図り、効率的事務処理や住民サービスの提供を進め、長野地域広域市町村圏³全体の発展を目指す

広域的な都市間の連携と交流を深め、互いの特性をいかし合い、活力あるまちづくりを推進する

4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

効率的な行政運営による小さな市役所の実現を目指す

受益者の公平で適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分による健全な財政運営を推進する

5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制の充実や人材育成等を進めるとともに、市民サービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の視点から満足度を高めていく行政経営を推進する

¹行政が持つ、人的資源・物的資源・情動的資源などの行政活動を行うための資源のこと。

²協働とは、市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

³一体的な日常社会生活圏を形成している地域で、現在、長野市を含む3市4町2村の9市町村で構成されている。

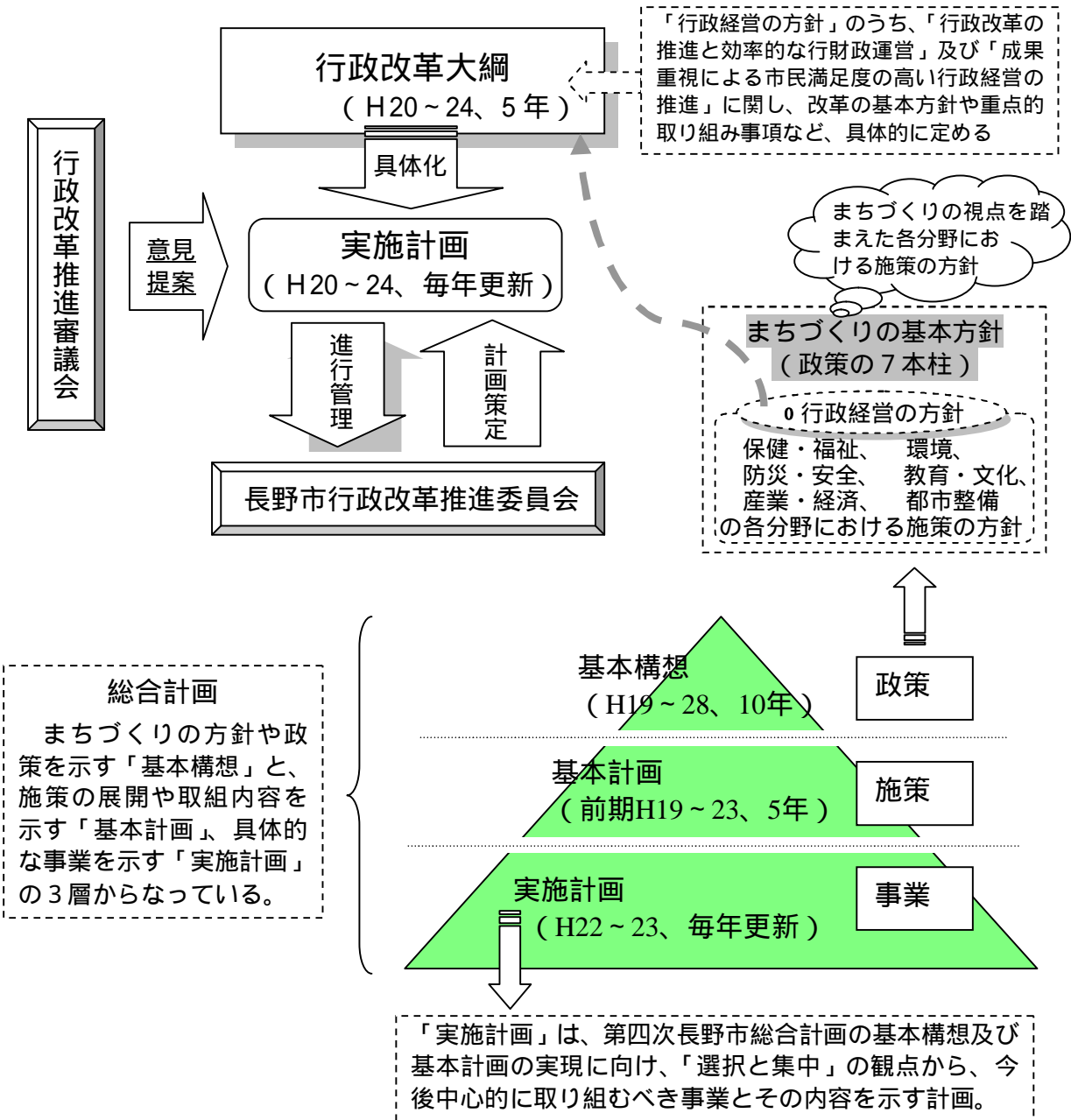
行政改革に向けた取り組み

市民ニーズに的確に応える簡素で効率的な市役所の構築のため、これまでも長野市行政改革大綱を定め⁴改革に取り組んできた。

厳しい財政状況の中、少子高齢化をはじめ、ますます変化する社会経済情勢に対応していくために、さらなる改革の取り組みが必要。

平成 20 年度の長野市行政改革大綱の改定に当たって、第四次長野市総合計画との整合を図ることとした。

「行政経営の方針」のうち 2 項目⁵について、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを長野市行政改革大綱で具体的に定める。



⁴昭和 60 年、平成 8・11・15 年に行政改革大綱を策定

⁵「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」

長野市行政改革大綱について（概要）

行政改革の基本方針（大綱第5）

1. 行政サービス提供の市の責任

行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たす。

2. 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していく。

3. 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保する。

4. 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進する。

行政改革の期間（大綱第6） 平成20年度～平成24年度(5年間)

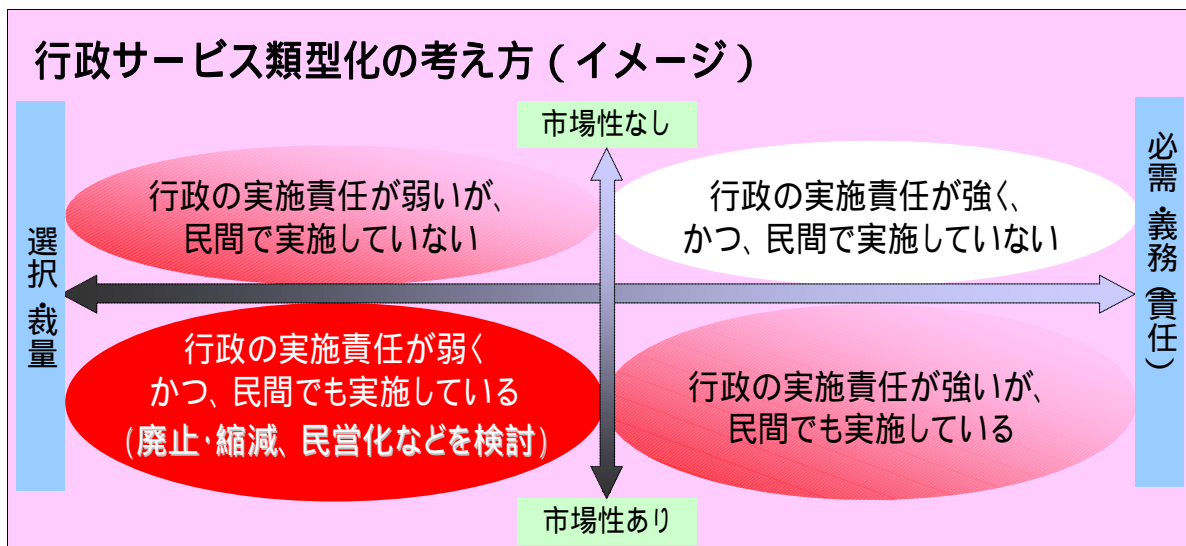
重点的に取り組むべき事項（大綱第7）

1. 職員数の削減

最少の人員で最大の行政サービスが提供できるよう、定員適正化目標を掲げて職員数の削減に取り組む。削減に当たっては、市役所の内部事務を見直し、全庁的に共通する事務や定型的事務の集中化に取り組むとともに、民間委託をさらに推進する。

2. 市民と市の役割分担の適正化

市の行政サービスについて、行政の責任の度合いと民間での実施の可否によって類型化した上で、廃止・縮減、民営化などの改革を進める。



3. 使用料など受益者負担の見直し

減価償却費を含めてサービスの提供に要するコストを明らかにした上で、類型化の結果によって受益者負担割合の基準を作成し、市民の理解を得ながら使用料、手数料等の見直しを進める。

具体的な取り組み（大綱第8） 次の区分に応じて主な取り組みを掲載

1. 行政改革の推進と効率的な行財政運営

「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しを図るとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果をあげられる行財政運営を目指す。

- 区分 1-1 効率的な行政の推進...事務事業の見直し・整理統合・効率化など
- 1-2 民間活力の活用...民間委託・PFI事業・指定管理者制度の活用など
- 1-3 健全な財政運営の実現...選択と集中による予算配分の重点化・効率化など

2. 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指す。

- 区分 2-1 利用しやすい行政サービスの提供...ワンストップサービスの導入など
- 2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用...新たな人事評価制度の導入など
- 2-3 成果を重視した行政運営...組織の適正化・効率化など

改革の推進（大綱第9）

1. 職員の意識改革

職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、経営的発想によって内部コストを削減し、市民負担の増加を最小限に抑制するよう取り組む。

2. 情報公開の推進及び長野市行政改革推進審議会との連携

行政改革に関する情報については、市ホームページや広報紙などを通じて計画段階からできるだけ早期に、かつ積極的に情報公開を進める。長野市行政改革推進審議会に、改革の内容や進行状況などを説明し、意見や提案を改革の推進に反映する。

3. 市の推進体制及び実施計画の策定

庁内に組織する長野市行政改革推進委員会⁶が主体となり、実施計画の策定及び進行管理を行うことによって進める。実施計画は、常に5カ年の取り組みについて掲載し、できる限り数値目標を採用し、市民に分かりやすい計画とする。行政評価に基づく見直し事項を掲載し、実効性を高める。

⁶副市長を委員長とし、総務部長、企画政策部長、財政部長、各部局の主幹課長で構成。

実施計画について（概要）

【基本的な考え方】

長野市行政改革大綱の「第7 重点的に取り組むべき事項」及び「第8 具体的な取り組み」に基づいて進める個々の改革について『改革項目』⁷を作成し、それを集約する形で構成する。

社会経済情勢、市民ニーズの変化及び財政状況の変化等に対応するため、計画期間は5年の固定とし、年度ごとに計画期間の起点をスライドさせ、計画の実効性と弾力性を確保する。

【進行管理と情報公開】

進行管理

毎年度末に、庁内に組織する長野市行政改革推進委員会が主体となり、各改革項目の進行状況を確認するとともに、行政評価に基づく見直し事項など次年度から取り組む新規項目を追加する。

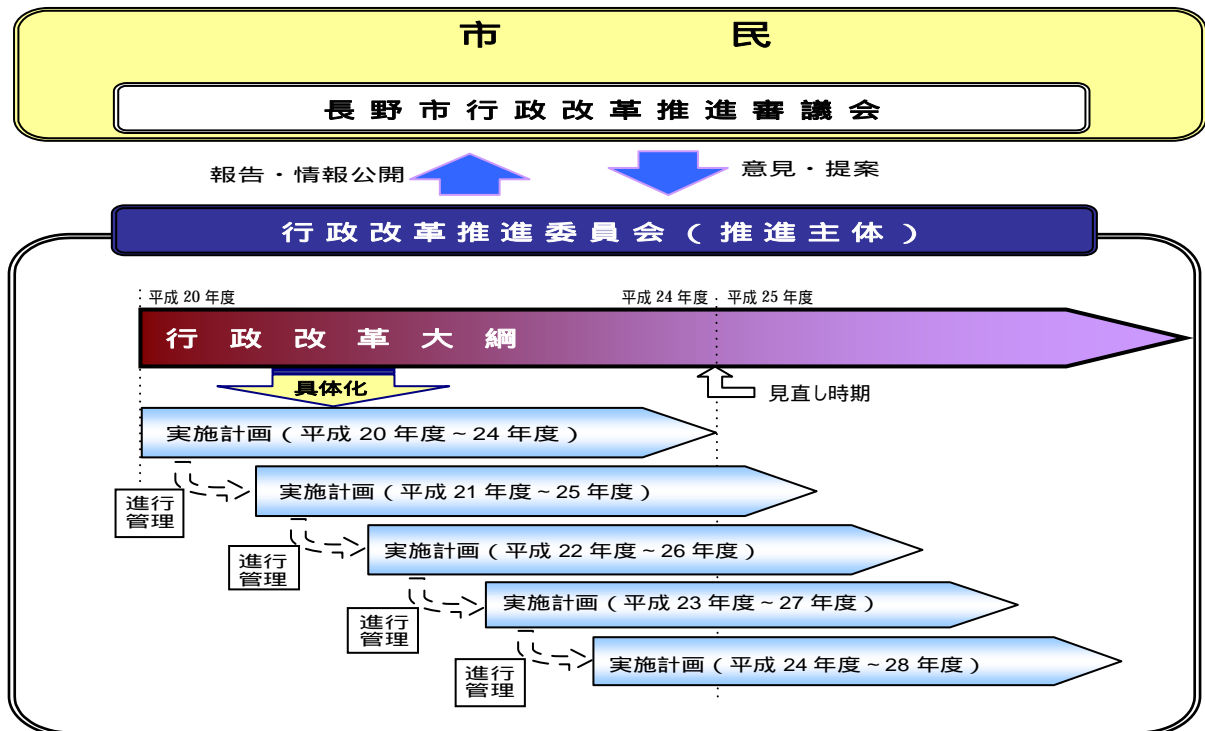
長野市行政改革推進審議会との連携及び進行状況の公開

各項目の取り組み状況及び新規項目について、長野市行政改革推進審議会に報告し審議（意見・提案）を受ける。

市ホームページに掲載するなど市民に公開する。

実施計画の改定

長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目による新たな実施計画（5ヵ年）を各年度当初に策定する。



⁷改革を行う案件ごとに「何をどうするのか」「なぜ改革をするのか」「どう進めるのか」「年度計画はどうなっているのか」など記載したもの。

平成 22 年度～平成 26 年度実施計画に掲載されている 改革項目一覧（74 項目：大綱上の位置付け別）

【大綱上の位置付け】1 - 1 効率的な行政の推進

改革項目名	主な担当課
IP電話の導入	総務部庶務課
施設の存廃・再配置などの方針策定	総務部行政管理課
市営バスの再編	企画政策部交通政策課
電子入札の導入	財政部契約課
入札契約制度の改善	財政部契約課
入札・契約に係る第三者機関の設置	財政部契約課
葬祭事業の廃止	生活部市民課
バス・ミナル連絡室及び大門連絡室の見直し	生活部市民課/総務部庶務課
働く女性の家の見直し	生活部男女共同参画推進課
福祉医療費給付水準の見直し	保健福祉部厚生課・財政部財政課
高齢者等外出支援サービス事業の廃止	保健福祉部高齢者福祉課
すこやか入浴事業交付金の見直し	保健福祉部高齢者福祉課
大岡老人福祉センターの見直し	保健福祉部高齢者福祉課
母子生活支援施設の見直し	保健福祉部保育家庭支援課
公設民営保育所(清野・西条)の見直し	保健福祉部保育家庭支援課
市民のつどい廃止の検討	保健福祉部人権同和政策課
保健保養訓練センターの廃止を含めた見直し	保健所健康課
保健センターの再編に向けての検討	保健所健康課
河川水路をきれいにする推進会補助金の廃止(住民自治協議会の枠組みの中で再構築)	環境部環境政策課
市有建物の省エネ・CO2削減のための省エネ診断の実施と改修衛生センターの在り方の検討	環境部環境政策課・建設部建築課
環境部衛生センター	環境部衛生センター
勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの見直し	産業振興部産業政策課
農村改善施設の見直し	産業振興部農政課
大岡農水産物処理加工施設の見直し	産業振興部農政課
林業関係施設の見直し	産業振興部森林整備課
中心市街地活性化事業補助金(TMO運営補助)の終期設定	産業振興部商工振興課
大岡交流施設(大岡温泉)の見直し	産業振興部観光課
品沢高原観光施設の民間譲渡・廃止(民間譲渡等を含め、今後のあり方を決定)	産業振興部観光課
大岡観光施設の見直し	産業振興部観光課
少年科学センターの見直し	教育委員会生涯学習課
スパイラルのあり方の検討	教育委員会体育課

【大綱上の位置付け】1 - 2 民間活力の活用

改革項目名	主な担当課
指定管理者制度の導入推進	総務部行政管理課
新斎場への民間活力の活用	生活部市民課
市立保育所の見直し	保健福祉部保育家庭支援課
鬼無里ふるさと体験施設の民間譲渡(民営化)	産業振興部 商工振興課、観光課
飯綱高原スキー場の縮小	産業振興部観光課
聖山パラマスキー場の廃止	産業振興部観光課
奥裾花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入	産業振興部観光課
大岡アルプス展望ふれあいセンターの民間譲渡	産業振興部観光課
茶臼山動物園の獣舎改修費への民間資金導入	都市整備部公園緑地課
公民館への指定管理者制度の導入	教育委員会生涯学習課
体育施設の指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討	教育委員会体育課

【大綱上の位置付け】 1 - 3 健全な財政運営の実現

改革項目名	主な担当課
本庁舎駐車場の有料化	総務部庶務課
松代文化ホールの使用料の見直し	総務部庶務課
予算編成手法の見直し	財政部財政課・総務部行政管理課・企画政策部企画課
市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討	財政部収納課
北信保健衛生施設組合負担金の適正化	生活部市民課
働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し	生活部男女共同参画推進課
独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討	保健福祉部高齢者福祉課
老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編	保健福祉部高齢者福祉課
老人福祉センター、シニアアクティブルーム、老人大学講座の内容及び受講料の見直し	保健福祉部高齢者福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化	保健福祉部保育家庭支援課
各種がん検診の利用者負担額の見直し	保健所健康課
一般廃棄物処理(し尿処理)手数料の利用者負担の見直し	環境部生活環境課
勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し	産業振興部産業政策課
大岡農村文化交流センターの利用者負担の見直し	教育委員会学校教育課
公民館成人学校の利用者負担の見直し	教育委員会生涯学習課
公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討	教育委員会生涯学習課
児童館・児童センター等の利用者負担の検討	教育委員会生涯学習課
少年科学センターの利用者負担の見直し	教育委員会生涯学習課
生涯学習センターの講座受講料の見直し	教育委員会生涯学習課
青少年錬成センターの利用者負担の見直し	教育委員会生涯学習課
博物館(本館)の入場料の見直し	教育委員会博物館
体育館等使用料の見直し	教育委員会体育課

【大綱上の位置付け】 2 - 1 利用しやすい行政サービスの提供

改革項目名	主な担当課
情報システムの最適化	総務部情報政策課
統合型GIS(地理情報システム)の整備	総務部情報政策課
総合窓口の基本計画策定	総務部行政管理課

【大綱上の位置付け】 2 - 2 市民とともに行動する人材の育成と活用

改革項目名	主な担当課
公務員制度改革の推進	総務部職員課
給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し	総務部職員課

【大綱上の位置付け】 2 - 3 成果を重視した行政運営

改革項目名	主な担当課
職員定数・人員配置の適正化の推進	総務部職員課
審議会等の設置及び運営に関する指針の見直し	総務部行政管理課
定時制高校生に対する奨学金制度の見直し	教育委員会学校教育課
姉妹都市交換派遣高校生の事業内容見直し	教育委員会学校教育課
救急隊員と消防隊員の兼務制の導入	消防局総務課・警防課

平成 22 年度～平成 26 年度実施計画に掲載されている 改革項目一覧（74 項目：改革項目の性質による分類別）

歳入関係

番号	分類	改革項目名	
18	対未 策収	1 市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討	
32		2 母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化	
30	利用者 負担 見直 し	1 老人福祉センター、シニアアクティブルーム、老人大学講座の内容及び受講料の見直し	} 受講料
44		2 勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し	
63		3 公民館成人学校の利用者負担の見直し(受講料)	
64		4 公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討	
67		5 生涯学習センターの講座受講料の見直し	
3		6 松代文化ホールの使用料の見直し	} 施設使用料
23		7 働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し	
29		8 老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編	
59		9 大岡農村文化交流センターの利用者負担の見直し	
64		10 公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討<再掲>	
65		11 児童館・児童センター等の利用者負担の検討	
66		12 少年科学センターの利用者負担の見直し	
68		13 青少年錬成センターの利用者負担の見直し	
70		14 博物館(本館)の入場料の見直し	
73		15 体育館等使用料の見直し	
25		16 福祉医療費給付水準の見直し(所得に応じた適正な利用者負担)	
28		17 独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討	
39		18 各種がん検診の利用者負担額の見直し	
42		19 一般廃棄物処理(し尿処理)手数料の利用者負担の見直し	
2	そ の 他	1 本庁舎駐車場の有料化	
58		2 茶臼山動物園の獣舎改修費への民間資金導入	
69		3 少年科学センターの見直し(入館者の増加を図る)	

業務見直し・人事関係

番号	分類	改革項目名
11	業 務 見 直 し	1 総合窓口の基本計画策定
14		2 予算編成手法の見直し
16		3 入札契約制度の改善
17		4 入札・契約に係る第三者機関の設置
41		5 市有建物の省エネ・CO2削減のための省エネ診断の実施と改修
61		6 姉妹都市交換派遣高校生の事業内容見直し(国際理解教育の充実)
4	人 事	1 公務員制度改革の推進
5		2 給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し
6		3 職員定数・人員配置の適正化の推進
74		4 救急隊員と消防隊員の兼務制の導入

歳出関係

番号	分類	改革項目名
1	削経	1 IP電話の導入
21	減費	2 北信保健衛生施設組合負担金の適正化
7	効率化	1 情報システムの最適化
8		2 統合型GIS(地理情報システム)の整備
12		3 審議会等の設置及び運営に関する指針の見直し(整理・統合)
13		4 市営バスの再編
15		5 電子入札の導入
10	指定管理	1 指定管理者制度の導入推進
53		2 奥裾花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入
62		3 公民館への指定管理者制度の導入
72		4 体育施設の指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討
20	活民力間	1 新斎場への民間活力の活用
33		2 市立保育所の見直し(民営化)
19	事業廃止	1 葬祭事業の廃止
26		2 高齢者等外出支援サービス事業の廃止
27		3 すこやか入浴事業交付金の見直し
36		4 市民のつどい廃止の検討
40		5 河川水路をきれいにする推進会補助金の廃止(住民自治協議会の枠組みの中で再構築)
49		6 中心市街地活性化事業補助金(TMO運営補助)の終期設定
60		7 定時制高校生に対する奨学金制度の見直し
9	公共施設の見直し	1 施設の存廃・再配置などの方針策定
22		2 パスタ・ミナル連絡室及び大門連絡室の見直し
24		3 働く女性の家の見直し
29		4 老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編<再掲>
31		5 大岡老人福祉センターの見直し
34		6 母子生活支援施設の見直し
35		7 公設民営保育所(清野・西条)の見直し
37		8 保健保養訓練センターの廃止を含めた見直し
38		9 保健センターの再編に向けての検討
43		10 衛生センターの在り方の検討
45		11 勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの見直し
46		12 農村改善施設の見直し(農村環境改善センター等8施設)
47		13 大岡農水産物処理加工施設の見直し
48		14 林業関係施設の見直し(樽池運動公園広場、林業者宿泊施設、林業センター)
50		15 鬼無里ふるさと体験施設の民間譲渡(民営化)
51		16 飯綱高原スキー場の縮小
52		17 聖山パノラマスキー場の廃止
54		18 大岡交流施設(大岡温泉)の見直し
55		19 大岡アルプス展望ふれあいセンターの民間譲渡
56		20 品沢高原観光施設の民間譲渡・廃止(民間譲渡等を含め、今後のあり方を決定)
57		21 大岡観光施設の見直し
71		22 スパイラルのあり方の検討

改革項目の審議について

長野市行政改革推進委員会が作成した平成 23 年度～27 年度の実施計画（案）について、第 3 回行政改革推進審議会（H23 年 3 月 29 日開催）において審議を行う。

1. 審議の対象とする改革項目（案）

- 平成 22 年度末において完了する項目
- 完了予定時期を延長する項目
- 平成 23 年度から新たに取り組むとした項目
- 審議会において特に審議が必要とする項目

2. 審議の方法

対象とする改革項目について、事務局から項目毎に（別紙）の様式に基づき説明を行い、審議会委員から質問、意見、提案をいただく。

審議会における意見や提案を、改革の推進に反映させる。

なお、第 3 回行政改革推進審議会には、審議の対象とする改革項目を所管する部局の行政改革推進委員も出席する。

3. 今後の予定（案）

年月日	実施内容
～H23 年 2 月末	市各部局において平成 23 年度～27 年度の実施計画に掲載する改革項目を決定し、取り組み内容を掲載したシートを作成する。
H23 年 3 月上旬	市各部局において策定した改革項目のシートを審議会委員に送付する。 併せて、審議会委員に各項目に関する質問(事前)の提出と審議の対象としたい項目の選定を依頼する。(各委員 3 項目程度)
H23 年 3 月 17 日	審議会委員からの質問、選定項目の提出期限
H23 年 3 月 22 日	<u>行政改革推進委員会の開催</u> 平成 23 年度～27 年度の実施計画(案)を決定する。
H23 年 3 月 24 日	各委員から提出された質問、選定項目に基づき、審議の対象とする改革項目を選定する。【審議会会長】
H23 年 3 月 25 日	審議会委員に平成 23 年度～27 年度の実施計画(案)と、審議の対象となる改革項目について送付する。
H23 年 3 月 29 日	<u>第 3 回行政改革推進審議会の開催</u> 平成 23 年度～27 年度の実施計画(案)について審議を行う。
H23 年 4 月 4 日	市庁議において平成 23 年度～27 年度の実施計画を決定する。 市ホームページなどで公開

【記入要領】

(別紙)

改革項目	改革項目の名称 (何をどうするのか)		この改革項目に着手した(最初の実施計画書に掲載した)年度。		担当部署	部 課		
大綱上の位置付け	行政改革大綱の「具体的な取り組み」の該当項目を記載します。		重点項目等	着手年度				
目的・理由	この改革項目になぜ取り組まなくてはならないか、得られる効果は何か、現状や原因を踏まえて記載します。		この項目が長野市行政改革大綱の「第7 重点的に取り組むべき事項」に関連する改革項目である場合、次のとおり ~ を記載します。 : 「1 職員数の削減」に関連する改革項目 : 「2 市民と市の役割分担の適正化」に関連する項目 : 「3 使用料など受益者負担の見直し」に関連する項目 また、財政構造改革プログラム(平成18年2月策定)に由来する項目については、[財]と記載します。					
進め方	改革の目標に向けてどのように進めていくのか具体的に記載します。							
目標	この改革項目が目指す具体的な到達目標について、できるだけ数値を用い、いつまでにどうするのか、分かりやすく記載します。							
年度計画	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	当初	当初計画と対比できる形で記載します。 なお、 <input type="checkbox"/> が欄の左端にある場合は、「年度当初に計画決定/実施・稼働」となることを表し、右端にある場合は「年度末に計画決定/実施・稼働」となることを表しています。						
	H22年度							
	H23年度							
縦軸の「当初、H22年度、H23年度」は、その時点における計画を示す。なお、「当初」は改革項目作成当初。 凡例 : 計画・予定 <input type="checkbox"/> 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働) 計画未定 ---->								
H22年度までの実績及び今後の予定	この改革項目の前年度までの取り組み実績について年度ごとに記載します。改革が「実施・稼働」となるまで、毎年度末の進行管理の際に内容を追加していきます。							
変更内容及び理由	計画に変更が生じた場合は、変更の内容と理由をその都度記載します。							

【記入例】

改革項目	長野市 施設の使用料の見直し						担当部署	部 課		
大綱上の位置付け	1 - 3 健全な財政運営の実現			重点項目等	[財]	着手年度	H21			
目的・理由	<p>「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」(平成20年11月策定)に基づき、当該施設における利用者負担の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの利用者による負担の適正化を図り、利用する者との市民との負担の公平性を確保する。 施設の効率的な運営を図り、利用率の向上、コストの縮減を実現する。 									
進め方	<p>平成22年度に施設の利用率の向上、コスト縮減に向けた取り組みを行う。適正な使用料収入、コストを算出した上で、使用料の改定案を策定し、利用者等に周知する。</p> <p>平成23年度は利用率向上、コスト縮減に向けた取り組みを行うと共に改定案の周知に努め、平成24年度当初から改定後の使用料を適用する。</p>									
目標	「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」に基づいた利用者負担を、平成24年度に実施する。									
年度計画		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
	当初		→	→						
	H22年度		→	→						
	H23年度		→	→						
<p>縦軸の「当初、H22年度、H23年度」は、その時点における計画を示す。なお、「当初」は改革項目作成当初。</p> <p>凡例：計画・予定 ◻ 方針決定 ◻ 改革目標の完了(実施・稼働) ◻ 計画未定 ----▶</p>										
H22年度までの実績及び今後の予定	<p>【平成21年度】 過去5か年の施設の利用状況、稼働率等を検証し、利用者増に向けた対応として周知方法(広報誌への掲載、メディア露出の機会増など)の見直し案を策定した。利用者にアンケート調査を行い、利用者の評価が著しく低かった滑りやすい廊下の改修を実施することとした。利用者が不在の場合に照明を消す等、経費の縮減に努める。(経費:前年対比10%減)</p> <p>【平成22年度】 周知方法の見直し案に基づき、積極的なPRを実施する。(利用者数:前年対比10%増)廊下の改修工事の実施計画を策定する。H20,21年度の利用状況とコストを踏まえ使用料の改定素案を作成し、利用者に使用料の改定に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>【平成23年度】 利用者のアンケート調査結果の分析、施設に関する審議会から聴取する意見を踏まえ、使用料の改定案を策定し、議会上げに向けた準備を進める。</p>									
変更内容及び理由	<p>【H22進め方、目標年度変更】 当初、平成21年度に新たな使用料の改定案を策定し、平成23年4月から実施する予定であったが、まずは施設の効率的な運営に努めるなどの経営改善を行うと共に利用者への説明などを十分に行うこととしたため、平成22年度に使用料の改定案を策定し、平成24年4月から実施することとした。</p> <p>【H23進め方、目標年度変更】 使用料の改定を利用者へ周知する期間を十分に確保するため平成24年10月から実施することとした。</p>									